

資料 1

松江市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画

〔原稿案〕 ① 第2回分科会で頂いたご意見等に係る計画の原稿の
修正について

- ・ 第1章 計画策定にあたって
- ・ 第2章 高齢者の現状
- ・ 第5章 推進のための施策

計画策定にあたって

1. 計画の基本的な考え方・基本理念

(1) 国の背景

介護保険制度は2000(平成12)年に創設されてから26年が経過し、高齢化の進行とともに65歳以上の第1号被保険者、サービス利用者数が増加する中で、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして定着し、発展してきました。

いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025(令和7)年を目途として、介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、各地域の状況に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築やその推進が図られてきました。

また、今後**2040(令和22)年**を見据えると、高齢者人口は当面増加し、2043年頃にピークを迎え、その後減少局面に入る見込みです。また、**2040(令和22)年**には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口が増加するとともに、認知症高齢者や独居の高齢者等の増加も見込まれます。このような中で、どのように高齢者を支えていくかが大きな課題であり、その対応が求められます。

一方で、人口減少は全国的に進み、生産年齢人口が減少していくことから、介護人材確保が難しくなることが懸念されます。**2022(令和4)年**まで増え続けてきた全国の介護職員数は、**2023(令和5)年**には初めて減少に転じ、**2024(令和6)年**には横ばいで推移しています。今後、介護職員の**必要数の増加**が見込まれる中、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となります。

また、**2040(令和22)年**に向けては、自治体・地域の規模によって、高齢化や人口減少のスピードには大きな差が生じることが見込まれ、サービス需要の変化が様々となると見込まれます。このような中において、「時間軸」・「地域軸」の両視点から、その地域を「中山間・人口減少地域」*1、「大都市部」*2、「一般市等」*3と分類して、その地域の類型を踏まえたサービス提供体制やその支援体制の構築の検討が求められています。とりわけ、中山間・人口減少地域については、訪問介護等の包括的な評価の導入などの柔軟な対応等について議論が行われています。

こうした共通理解の下、「人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制の構築」、「地域包括ケアシステムの深化」、「介護人材確保と職場環境改善に向けた生産性向上、経営改善支援」、「多様なニーズに対応した、介護基盤の整備、制度の持続可能性の確保」の4つのテーマについて検討、推進を進めていくと国の意見で示されています。

*1 中山間・人口減少地域:高齢者人口が減少し、サービス需要が減少する地域

*2 大都市部:高齢者人口が2040年にかけて増加し続け、サービス需要が増加する地域

*3 一般市等:高齢者人口が増減し、サービス需要の状況が2040年までの間に増加から減少へ転じる地域

(2) 松江市の状況

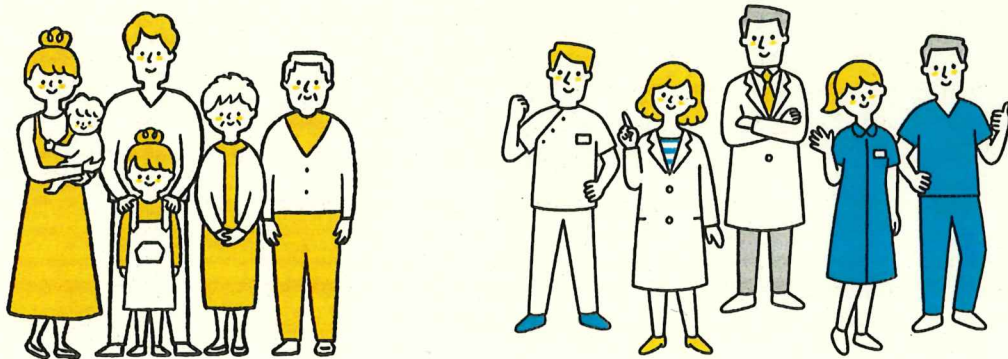
松江市では、ここ数年の傾向として総人口は減少しているものの、65歳以上の高齢者人口は横ばいで推移しており高齢化率が増加傾向にあります。また、2025(令和7)年度に全ての団塊の世代が75歳以上となったことから、前期高齢者の割合が減り、後期高齢者の割合が増えています。**2040(令和22)年**に向けての松江市の高齢者人口は、ゆるやかに増加傾向が続き、団塊ジュニア世代が65歳となる**2040(令和22)年**頃にピークを迎え、その後、減少していくと見込まれています。

一方で、高齢化に伴い独居高齢者数は引き続き増加し続けています。松江市は、先に国の背景で述べた地域類型では、「大都市部」に分類されますが、国によると、一部の地域については、申請により「中山間・人口減少地域」へ適用されることも、国において議論されているため、引き続き国の動向を注視してまいります。

松江市では、2030(令和12)年の松江のあるべき姿＝将来像を描いた「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)」「(2022(令和4)年度～2029(令和11)年度)」が最上位計画として策定されています。この計画の基本目標「IV どだいづくり」の「健康・医療」の項目では、健康寿命(65歳以上平均自立期間)の延伸を目標としています。

また、「みんなでやらこい 福祉でまちづくり」の理念のもと策定された「第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(2025(令和7)年度～2030(令和12)年度)では、基本目標「3 福祉サービスが利用しやすい環境整備を行う」の進めるべき方策に「13. 高齢者が自分らしく生活するための支援、すべての世代の健康作りの推進」を掲げ、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、介護予防・認知症施策の推進、多様なニーズに対応した介護サービスの提供などを進めていきます。また、ライフステージ等を踏まえた、自分に合った健康づくりやそれを支える環境整備を推進していきます。

これらの上位計画との整合性を図りながら、「地域でともに支えあい いきいき暮らせるまちづくり」を推進し、高齢者を含め、誰もが住み慣れた地域の中で自立した生活を送ることができるよう、それぞれが役割を担いながら、誰もが支え・支えられる持続可能な地域共生社会の実現を目指してまいります。

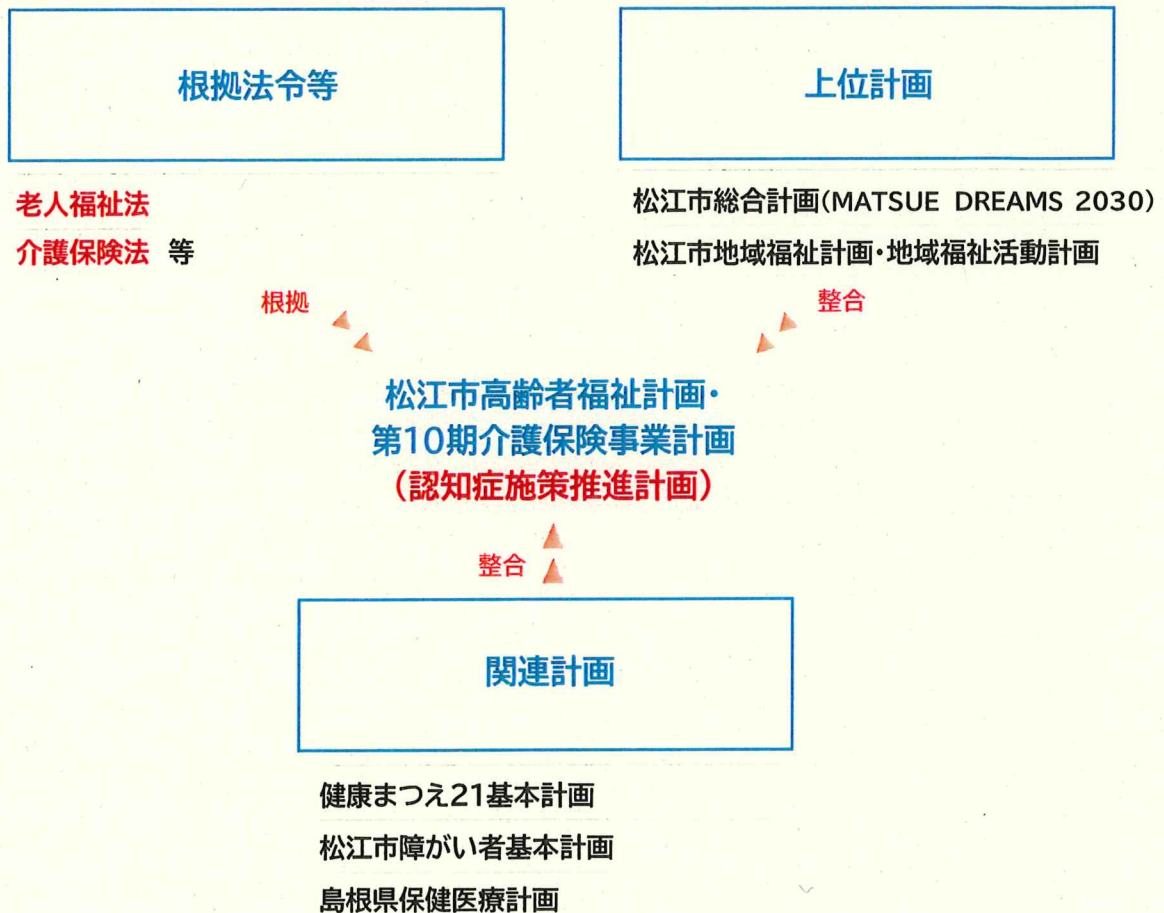


(3) 計画の位置づけ

本計画は、高齢者への総合的なサービス提供を行っていくため、老人福祉法(1963(昭和38)年法律第133号)第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」と、介護保険法(1997(平成9)年法律第123号)第117条に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

また、本計画の策定にあたっては、「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)」「(2022(令和4)年度～2029(令和11)年度)及び「第6次松江市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)を上位計画とし、関連する各分野の計画等との整合性を図り策定するものです。

なお、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条に基づき策定する「認知症施策推進計画」は、本計画に内包されています。



(4) 計画の期間

本計画は、2027(令和9)年度を初年度とする2029(令和11)年度までの3年間を計画期間として策定するものです。

団塊の世代が2025(令和7)年度に全て75歳以上を迎え、また団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040(令和22)年を見据え、中長期的なサービス・給付・保険料の水準も推計しながら各施策の展開を図ります。

本計画書において、「松江市高齢者福祉計画・第〇期介護保険事業計画」は「第〇期計画」と表記します。

高齢者の現状

1. 松江市の高齢者の現状

(1) 高齢者人口の推計

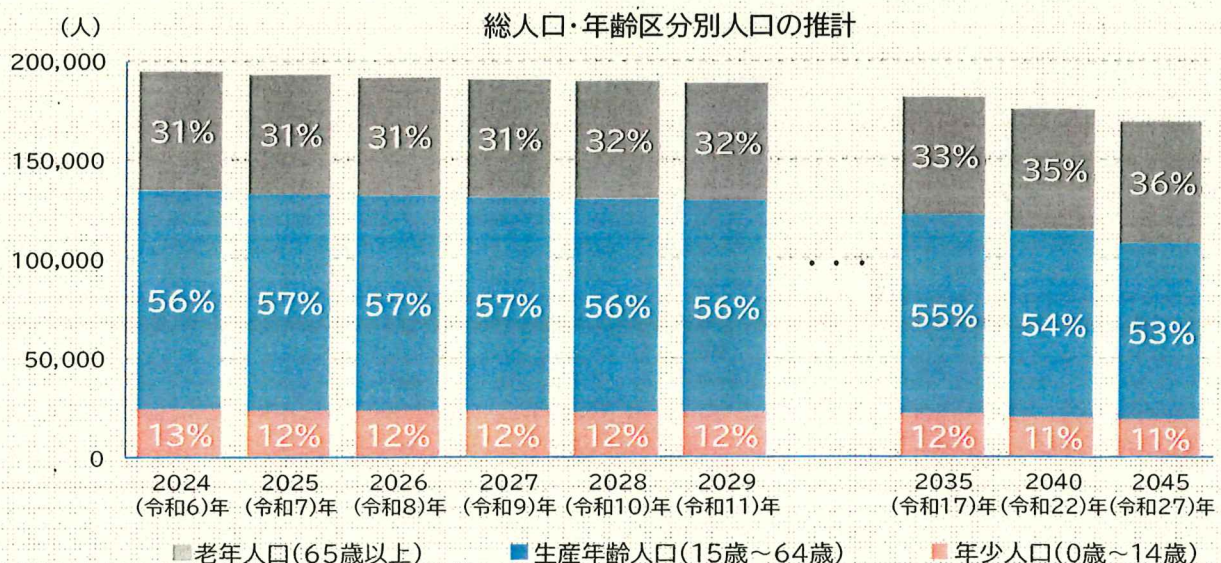
松江市の総人口は年々減少しており、年少人口(0歳～14歳)と生産年齢人口(15歳～64歳)は減少傾向にある一方、老年人口(65歳以上)は横ばいで推移しており高齢化率が増加傾向にあります。

また、2025(令和7)年に全ての団塊の世代が75歳以上となったことから、前期高齢者の割合が減り、後期高齢者の割合が増えています。**2040(令和22)年**に向けての松江市の高齢者人口は、ゆるやかに増加傾向が続き、団塊ジュニア世代が65歳となる**2040(令和22)年**頃にピークを迎え、その後、減少していくと見込まれます。特に、介護サービスを必要とする85歳以上人口は増える見込みです。

(単位:人)

	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2027 (令和9)年	2028 (令和10)年	2029 (令和11)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年
老年人口(65歳以上)	59,734	59,696	59,736	59,758	59,775	59,797	59,954	61,784	61,688
うち前期高齢者人口 (65歳～74歳)	25,311	24,572	24,036	23,746	23,451	23,161	23,027	25,277	25,465
うち後期高齢者人口 (75歳以上)	34,423	35,124	35,700	36,012	36,324	36,636	36,927	36,507	36,223
(再掲) 85歳以上人口	12,274	12,187	12,381	12,568	12,755	12,942	15,940	16,513	15,905
生産年齢人口 (15歳～64歳)	110,444	109,421	108,822	107,911	107,003	106,093	100,425	93,894	88,635
年少人口 (0歳～14歳)	24,414	23,682	23,235	23,041	22,847	22,652	21,442	20,048	18,925
総人口	194,592	192,799	191,793	190,710	189,625	188,542	181,821	175,726	169,248

*推計値は、日本の地域別将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所、2023(令和5)年12月推計)を参考



(2) 日常生活圏域別 人口及び世帯の状況

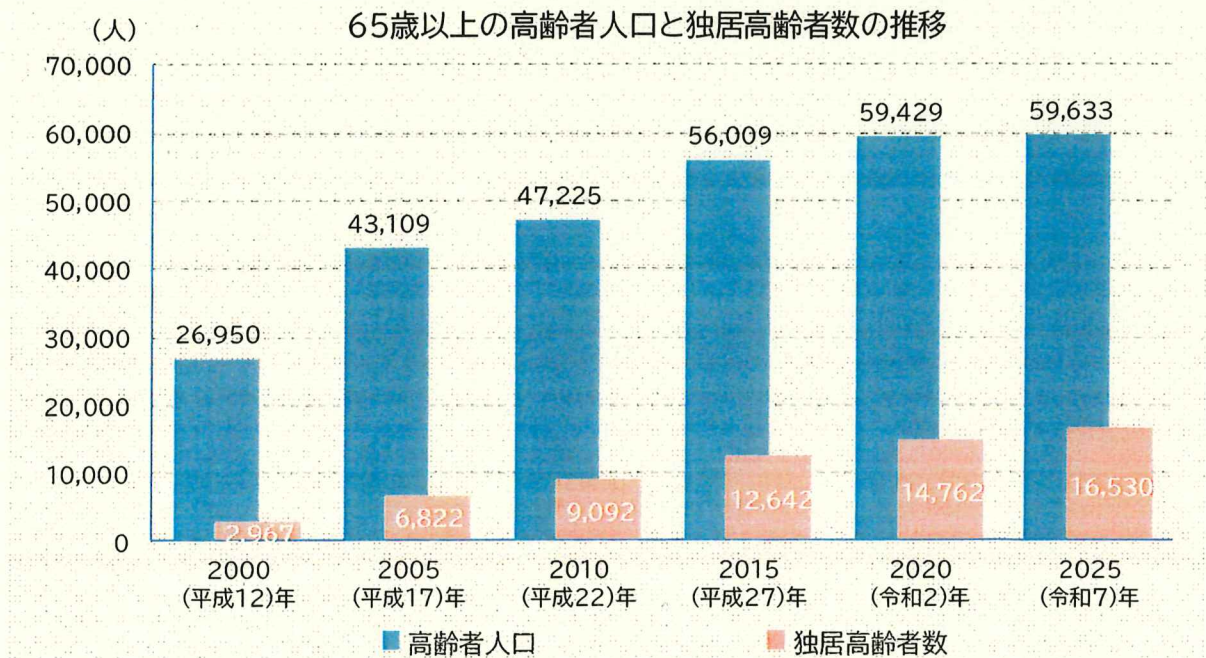
高齢者人口の分布をみると、松東圏域と松北圏域が市全体の高齢化率を上回る状況となっています。高齢者の独居率は圏域ごとにばらつきがあり、中央圏域が最も高く、世帯数の2割が独居世帯という状況です。最も低い松南第2圏域と比較すると、4ポイント高くなっています。

圏域	全年齢 (人)	65歳以上 (人)	高齢化率 (%)	世帯数 (戸)	高齢者独居 (戸)	独居率 (%)
松東	34,102	11,520	33.8	16,885	2,961	17.5
中央	34,946	10,599	30.3	18,271	3,599	19.7
松北	27,598	9,155	33.2	12,878	2,358	18.3
松南第1	34,224	10,276	30.0	17,011	3,128	18.4
松南第2	27,734	8,368	30.2	12,096	1,899	15.7
湖南	32,799	9,774	29.8	14,898	2,370	15.9
合計	191,403	59,692	31.2	92,039	16,315	17.7

*松江市統計情報データベース(2026(令和8)年3月31日現在)を元に介護保険課が加工

(3) 独居高齢者数の推移

高齢化に伴い独居高齢者数は増加し続けています。2020(令和2)年から2025(令和7)年にかけての高齢者人口は緩やかな増加となりましたが、独居高齢者数は引き続き増加傾向にあります。



*松江市統計情報データベース(2026(令和8)年3月31日現在)を元に介護保険課が加工

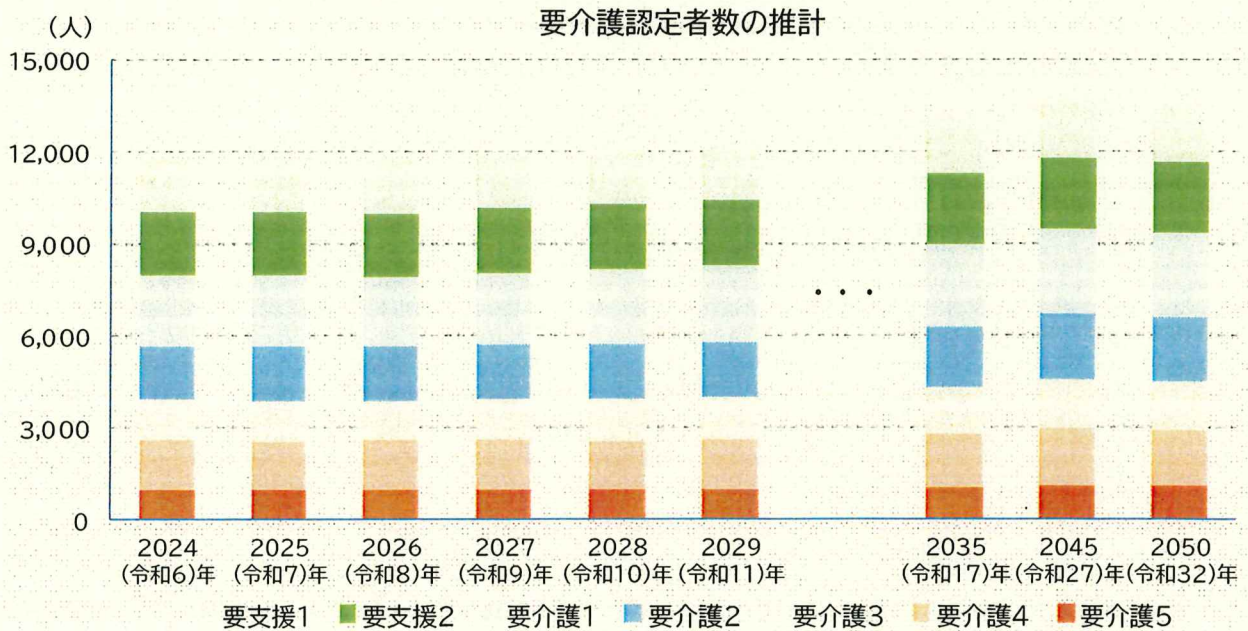
(4) 要介護認定者数の推計

要介護認定者数は、第10期計画期間中の3年間に横ばい又は微増で、認定率は19%後半から20%前半で推移すると推計されます。

その後、介護サービスを必要とする85歳以上人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加することが予測され、2035(令和17)年に認定率22%に達すると推計されます。

(単位:人)

	2024 (令和6)年	2025 (令和7)年	2026 (令和8)年	2027 (令和9)年	2028 (令和10)年	2029 (令和11)年	2035 (令和17)年	2040 (令和22)年	2045 (令和27)年
第1号被保険者数 (65歳以上)	59,734	59,696	59,736	59,758	59,775	59,797	59,954	61,784	61,688
要介護認定者数	11,808	11,836	11,887	11,900	11,955	12,019	13,204	13,837	13,685
要支援1	1,776	1,766	1,743	1,729	1,717	1,723	1,893	1,887	1,862
要支援2	2,027	2,047	2,082	2,090	2,101	2,121	2,291	2,354	2,331
要介護1	2,321	2,367	2,310	2,364	2,418	2,437	2,685	2,785	2,745
要介護2	1,780	1,762	1,802	1,783	1,818	1,829	2,049	2,200	2,177
要介護3	1,305	1,340	1,289	1,330	1,337	1,347	1,485	1,597	1,581
要介護4	1,586	1,577	1,651	1,630	1,599	1,602	1,754	1,884	1,868
要介護5	1,013	977	1,010	974	965	960	1,047	1,130	1,121
認定率(%)	19.8	19.8	19.9	19.9	20.0	20.1	22.0	22.4	22.2



(6) 認知症高齢者の状況

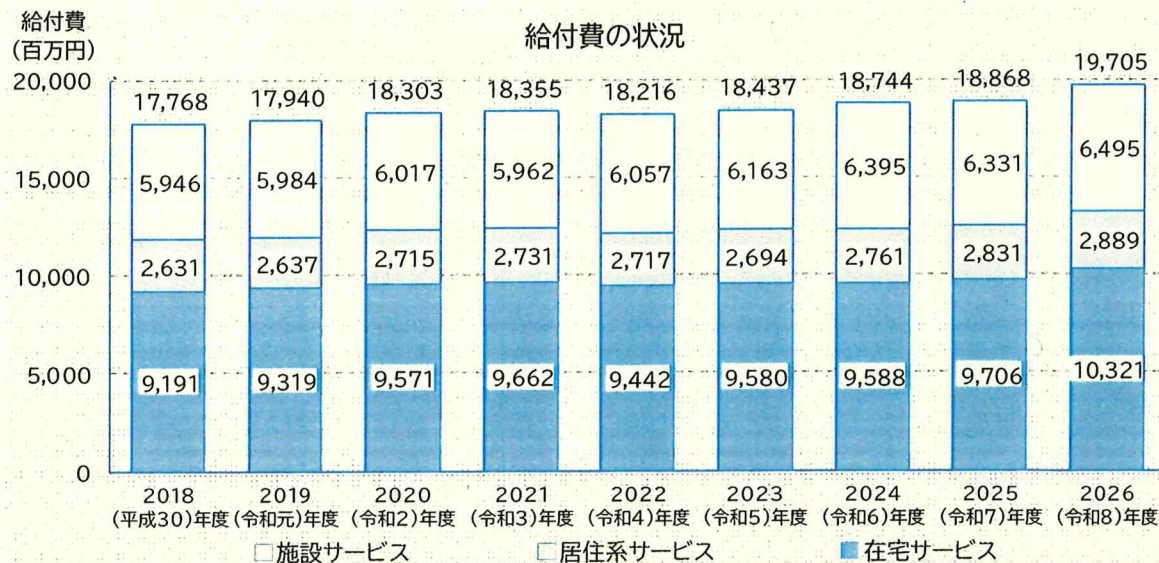
2024(令和6)年10月時点での要介護認定者数は14,586人です。そのうち日常生活で見守りが必要とされる高齢者(認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上)は9,208人です。

	自立	Ⅰ	Ⅱ		Ⅲ		Ⅳ	Ⅴ
			Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb		
人数(人)	2,667	2,711	3,210	3,315	1,858	150	670	5
判定基準	自立している	何らかの認知症があるが日常生活ではほぼ自立	日常生活に支障を来すような症状・行動、意思疎通の困難さが多少みられても、誰かが注意していれば自立できる		Ⅱの状態がみられ、介護が必要		Ⅲの状態が頻繁にみられ常に介護が必要	専門医療を必要とする
見られる症状・行動の例			道に迷う・金銭管理にミスが目立つ	服薬管理、電話対応や留守番ができない	着替え、食事、排便・排尿が上手にできない。徘徊、失禁、奇声、不潔行為等			せん妄、妄想、興奮・自傷等問題行動

*要介護認定者数は資格喪失者を含む

*出典:地域包括ケア「見える化」システム(2024(令和6)年10月)

(7) 給付費の状況



*出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報(2025(令和7)年度のみ「介護保険事業状況報告」月報、2026(令和8)年度は4月報報告を元とした見込額)

サービス種別	内容	種類
施設サービス	施設で提供されるサービス	介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院等
居住系サービス	高齢者向け住まい・施設で提供されるサービス	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)、特定施設入居者生活介護*1等
在宅サービス	在宅*2での介護を中心とするサービス	訪問介護、通所介護、訪問看護、短期入所生活介護(ショートステイ)等

*1 「特定施設」の指定を受けた有料老人ホーム等の入居者を対象として行われる介護サービス。

*2 *1の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅を含む。

第4章

第10期計画の
基本方針

1. 基本方針

(1) 健康づくりと介護予防の推進(健康寿命の延伸)

住み慣れた地域で、健康に過ごし続けることは、誰もの願いです。「第3次健康まつえ21基本計画」に示す「生涯を通じた健康づくり」と、高齢者の社会参加を通じた介護予防の取組みを一体的*¹に進め、「健康寿命の延伸」を目指します。

指標名(単位)	2025(令和7)年度 実績値	2029(令和11)年度 目標値
健康寿命の延伸(65歳平均自立期間)(年)* ²	女性21.78 男性18.40	女性22.26 男性18.94
要介護認定率(%)* ³	19.8	20.1

(2) 多様なニーズに対応した介護サービスの提供

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に推進される「地域包括ケアシステム」は、一人の力で実現できません。高齢者を含め全ての年代が多様な主体となって取り組む、共生社会を視野に入れたサービス展開が実現できるよう「地域でともに支えあう」施策を総合的に進めます。

指標名(単位)	2025(令和7)年度 実績値	2029(令和11)年度 目標値
住みやすさの実感割合(%)* ⁴	78.7	90.0

*1 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施:高齢者の健康づくりと介護予防を行政・関係機関・団体等と協働し一体的に進め、地域住民の自主的な健康づくりやフレイル予防を推進し、高齢者の自立した地域生活の継続を図る仕組み。

*2 65歳から数えて、介護を必要とせず、自立して健康で生活できる期間/年。2025(令和7)年度実績は2022(令和4)年～2024(令和6)年の3年平均値。2029(令和11)年度目標値は2026(令和8)年～2028(令和10)年の3年平均値。

*3 第1号被保険者に対する要介護認定者数の割合。

*4 「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)」まちづくりのための市民アンケートで18歳以上の松江市民のうち、松江市は住みやすいと答えた方の割合。

(3) 認知症施策の推進 — 認知症施策推進計画 — *5

事務局:8.9

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」及び国の施策推進基本計画に基づき、誰もが認知症になりうるという「新しい認知症観」のもと、認知症への正しい理解を広げ、お互いを尊重し支えあう「共生」社会の実現を目指します。また、認知症の方の社会参加の支援や、安心して暮らせる環境づくりを通じて、認知症の方や家族が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちづくりを進めます。

指標名(単位)	2025(令和7)年度 実績値	2029(令和11)年度 目標値
認知症に関する相談窓口を知っている方の割合(%) ^{*6}	36.4	50.0

(4) 介護人材の確保

2040(令和22)年に向けて後期高齢者数の増加や要介護認定率の上昇が見込まれるのに伴い、介護人材の確保がますます必要になる中で、生産年齢人口が減少する現状においても、必要な介護人材を確保し、なおかつ育成・定着を図ることが課題となります。国の介護報酬のうち処遇改善に関する加算制度について事業者を活用を促しつつ、国・県、事業所との連携を強化しながら、持続可能な人材確保対策に取り組めます。

指標名(単位)	2025(令和7)年度 実績値	2029(令和11)年度 目標値
介護施設・事業所における人員の充足率(%) ^{*7}	90.0%	93.0%

*5 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」第13条に基づき策定する計画。基本施策項目8-①および8-②は、この計画を構成する内容としても位置づける。

*6 松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」^{*8}において、認知症に関する相談窓口を知っている方の割合。

*7 松江市「介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度調査)」において、各施設・事業所において希望する配置職員数に対する実雇用職員数の割合。

*8 松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」(介護予防・日常生活圏域ニーズ調査):本調査は今後の高齢者福祉サービスや健康づくりの方策を検討するために、日頃の生活や介護の状況、サービスの利用意向等の実態を把握することを目的として実施したもの。

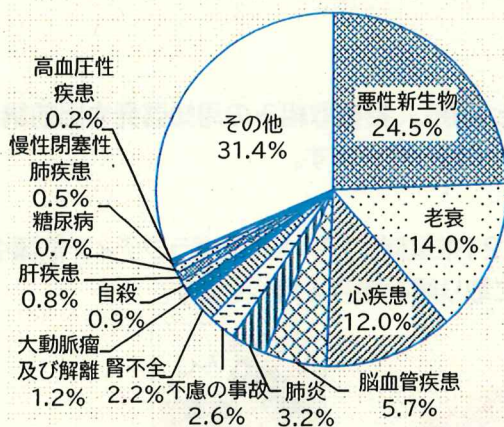
基本施策項目

1-①

生活習慣病予防の推進

現状と課題

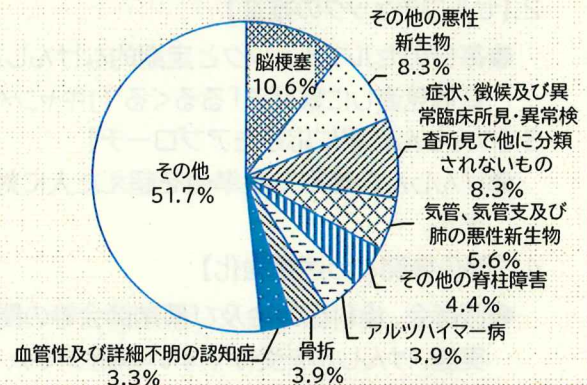
- 死因の約半数は悪性新生物、心疾患、脳血管疾患等の生活習慣病が占めており、生活習慣病予防の取組みをさらに推進していく必要があります。
- 前期高齢者の新規要支援・要介護認定原因疾患は、男性は「脳梗塞」や「その他の悪性新生物」、女性は「骨折」や「その他の悪性新生物」が多く、生活習慣病予防とフレイル予防への取組みが必要です。
- 生活習慣病予防のため、ライフステージに応じた適切な食習慣、運動習慣の定着を図り、健康な高齢期を迎える準備が必要です。

2024(令和6)年 死因別割合
(N=2,718)

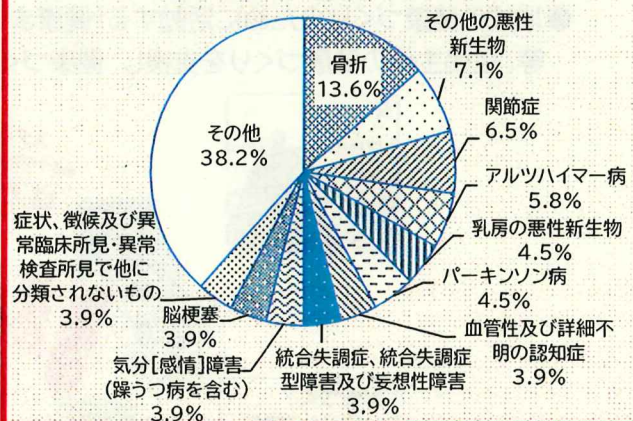
出典: 2024(令和6)年度松江市保健衛生統計書

2025(令和7)年度 新規要支援・要介護認定者の原因疾患(前期高齢者・男女別)

【前期高齢者 男性(N=180)】



【前期高齢者 女性(N=154)】



出典: 2025(令和7)年度松江市介護保険課認定データ(分類にあたっては社会保険表章用疾病分類(122項目)による)

基本施策項目の方向性

- 毎日のセルフチェックや定期的なけんしん(健康診査・がん検診・歯科健診)受診を通じて自らの健康状態を把握し、自分に合った健康づくりに取り組む市民を増やす必要があります。
- 脳血管疾患など、循環器系の疾患を防ぐため、「血圧管理」と「体重管理」及び「適切な生活習慣」(バランスの良い食事・野菜摂取、減塩、運動)の定着を図ります。
- 高齢期において心疾患、脳血管疾患、腎不全など生活習慣病の重症化を防ぎ、要介護状態への移行を予防するため、けんしんの結果に応じた保健指導や医療への受診勧奨を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
毎日血圧測定をしている方の割合(%)*1	25.0	50.0
週1回以上運動やスポーツをしている方の割合(%)*2	40.2	70.0
松江市国保特定健診の受診率(%)	47.4	60.0

具体的な取組み

1.【正しい知識の普及啓発】

- 自分に合った健康づくりの取組みを行う市民を増やすため、食生活や運動などの、正しい知識の普及啓発を行います。

2.【セルフチェックの推進】

- 毎日のセルフチェックと定期的なけんしん(健康診査・がん検診・歯科健診)受診で、自らの生活習慣見直しに繋げる「るくる*3」キャンペーンを強化して取り組みます。

3.【けんしん結果に応じたアプローチ】

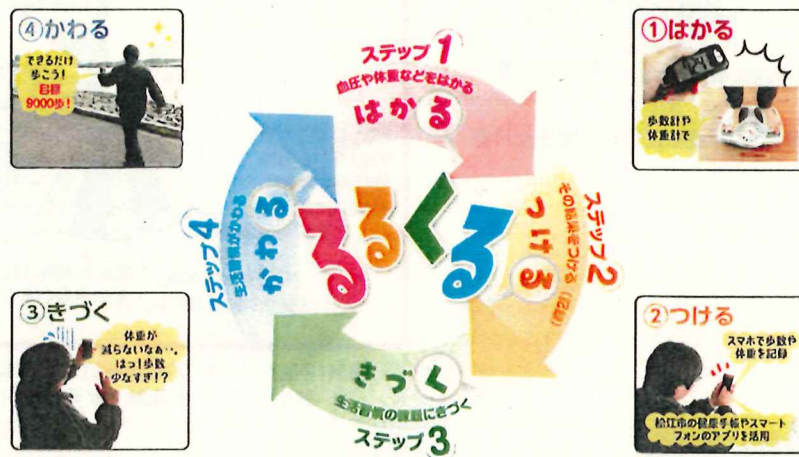
- けんしんの結果で基準値を超えた人に対し、保健指導や医療への受診勧奨を継続して取り組みます。

4.【関係機関との連携強化】

- 医師会、歯科医師会及び薬剤師会等の関係機関と連携し、各種取組みの周知啓発や出前講座の実施、けんしんを受けやすい体制づくり、受診勧奨に取り組みます。

5.【住民組織との協働】

- 地域の健康づくりのために活動する「健康まつえ21推進隊*4」や「ヘルスボランティア協議会*5」等、住民主体の健康づくりを支援し、健康づくりに取り組む機会を増やします。



*1 出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」。

*2 出典:「松江市総合計画(MATSUE DREAMS 2030)」まちづくりのための市民アンケート。

*3 るくる:血圧や体重をはかり、記録して生活を振り返り、生活習慣を変えて行こうという松江市の健康づくり運動のこと。はか⑤、つけ⑤、きづ⑤、かわ⑤、の4ステップの最後の文字をとってキャッチフレーズとしている。

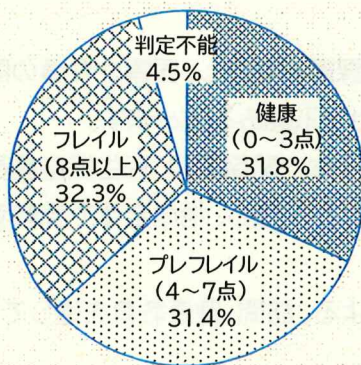
*4 健康まつえ21推進隊:地域での健康づくりの推進役として、29地区すべての公民館区で結成されている。健康づくりに関するイベントや講座の開催情報発信、健康診査やがん検診の受診勧奨PR等、地域の実情に合わせた様々な取組みを行っている。

*5 ヘルスボランティア協議会:市民の健康や生活習慣病予防等を積極的に推進し、各団体が連携をとりながら、ともに地域の健康づくりの充実のために活動する団体。現在は食、母子、運動の各分野を進める5つの団体が加盟。

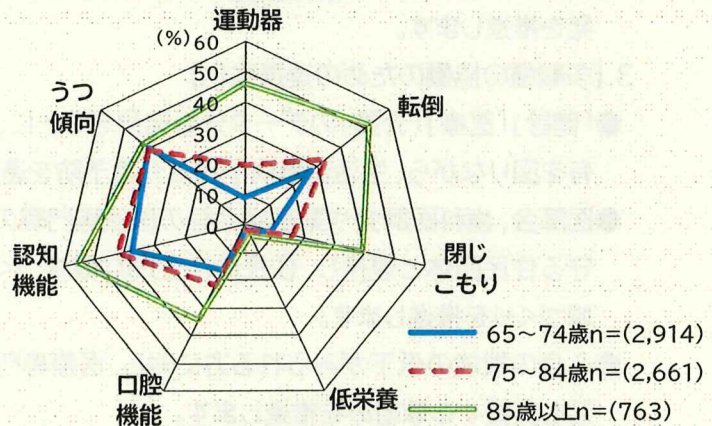
フレイル対策・介護予防の推進

現状と課題

- 2025(令和7)年度に実施した松江市高齢者の生活に関するアンケートによると、主観的健康観・幸福感において「交流のある人」「生きがいがある人」は高い傾向がみられた。今後さらなる高齢化が進んでいくことから、自立期間を延ばし、いつまでも地域で自分らしく暮らすことができるよう、運動・口腔機能や栄養状態等の向上の取組みに加えて、高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進が大切です。
- 松江市高齢者の生活に関するアンケートによると、フレイル^{*1}該当率、プレフレイル該当率は、**合わせて6割**です。「運動器^{*2}」「転倒」「閉じこもり」のリスクは85歳以上において該当率が2倍に増加することから、健康なときから運動や社会参加の取組みを行うことが重要です。
- 「低栄養」のリスクは低い結果となっているものの、高齢者の健康維持には適切な栄養状態が不可欠であり、フレイルや要介護状態への移行を防ぐために、栄養状態の改善・維持に向けた取組が必要です。**

フレイル・プレフレイル該当率(全体)^{*3}
N=6,338

リスク別該当率



*出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」

基本施策項目の方向性

- フレイル対策・介護予防の推進にあたり、健康づくり施策と連動し、地域住民が元気なうちから継続的に介護予防に取り組めるように支援します。
- 高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するため、多様な通いの場^{*4}を増やしていきます。
- 通いの場等へ医療専門職(保健師、栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職^{*5})を派遣し、相談や健康教育など介護予防につながる活動を支援します。
- フレイル・介護予防について、医療・介護専門職と連携して適切な情報提供と知識普及を推進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度実績値	令和11年度目標値
なごやか寄り合い ^{*6} 実施会場数(か所)	350	370
からだ元気塾 ^{*7} 参加人数(人)	1022	1200
通いの場に専門職を派遣する回数(回)	357	389

具体的な取組み

1.【フレイル対策・介護予防を推進する地域づくり】

- 「なごやか寄り合い」、「からだ元気塾」等の通いの場への活動支援を行います。
- 生活支援コーディネーター^{*8}を中心に、地域の資源やニーズに応じ、通いの場の再開・立ち上げ支援を行います。

2.【フレイル・介護予防についての普及啓発】

- 通いの場に医療専門職が積極的に出かけ、運動・栄養・口腔等のフレイル予防や生活習慣病予防等の健康教室、健康相談及び情報提供や啓発を行うとともに、適切に医療やサービスにつながるよう支援します。
- 地域の資源やニーズに応じて、通いの場へリハビリテーション専門職の派遣を行い、効果的なリハビリテーションの普及啓発、運動機能をはじめとするフレイル予防の周知啓発を行います。
- 医療専門職による栄養相談・指導を実施し、低栄養状態を改善することで、生活習慣病等の重症化予防を図るほか、心身機能の維持・回復を図り、フレイルや要介護状態への移行防止に努めます。
- 口腔機能低下は、全身状態や生活にも大きく影響することから、オーラルフレイル^{*9}についての啓発を推進します。

3.【多職種の協働のための連携強化】

- 「健診」「医療」「介護」のデータ分析結果をもとに、健康課題を整理し、医療や介護の関係機関と共有を図りながら、生活習慣病予防と介護予防を連動させた取組みを進めます。
- 医師会、歯科医師会や薬剤師会等の医療専門職の関係団体や関係機関、民生児童委員等地域を見守る住民団体と連携し、住民の自主的な健康づくり活動を支援し、地域全体で高齢者を支える地域づくりを推進します。
- 心身の機能の低下がみられる方に対し、医療専門職による、訪問・健康教育を通じて、健康的な生活を支援する取組みを推進します。

*1 フレイル:健康な状態と要介護状態の中間に位置し、身体機能や認知機能の低下がみられる状態。

*2 運動器:体を動かすために必要な骨や筋肉、関節、神経などの総称。

*3 フレイル・プレフレイル該当率:「松江市高齢者の生活に関するアンケート」の調査結果に基づくもので、基本チェックリスト(25項目)の回答に準じて算出し、その合計得点により、以下の3群に区分したものを。

【健康】0～3点(生活機能が維持されており、自立した生活が送れている状態)

【プレフレイル】4～7点(前虚弱の状態。将来的にフレイルへ移行するリスクがある)

【フレイル】8点以上(心身の活力が低下し、日常生活に支障が出始めている状態)

*4 通いの場:体操や趣味活動等、介護予防に資する住民主体等の集まりの場。

*5 リハビリテーション専門職:心身機能回復や自立支援を目的とした専門的な職業(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士)。

*6 なごやか寄り合い:地区の集会所等で行っている高齢者の集いの場。

*7 からだ元気塾:公民館等で週1回開催する送迎付きの運動教室。

*8 生活支援コーディネーター:各日常生活圏域に配置されており、地域で生活支援・介護予防サービスの提供体制構築に向けたコーディネート機能(主に資源開発やネットワーク構築機能)を果たすことが役割。

*9 オーラルフレイル:高齢者のささいな口腔機能の低下(食べこぼし、わずかなむせ、噛めない食べ物が増える)状態。

自立支援・重度化防止に向けた取組み 推進

現状と課題

- 後期高齢者数の増加が見られる中で、要介護認定率は同水準を保っていますが、今後も後期高齢者の増加により、要介護認定者数の増加が懸念されます。このため、要支援者等の重度化を防ぎ、自分でできることを増やしていくため、日常生活動作(ADL)*¹や手段的日常生活動作(IADL)*²の維持向上への支援が必要です。
- 後期高齢者の増加に伴い、地域での介護予防・生活支援の需要は今後さらに高まることが見込まれることから、住民同士の支えあい活動や生活支援の担い手の確保・育成は一層重要になります。
- 住民主体による介護予防活動を行う団体は増加しているものの、対象者としている要支援者や事業対象者の参加が伸び悩んでいます。
- 高齢者の自立を支え、社会参加を継続していくためには、生活機能が低下した際に、専門職が早期かつ適切に介入し、心身の回復を促す短期集中型サービスの利用が重要です。

基本施策項目の方向性

- 利用者の自立支援に繋がるサービスを提供していきます。
- 住民主体の通いの場への活動支援や、介護予防に資する自主グループへの支援を推進します。
- 支援が必要な状況が生じた場合に、専門職が早期に介入し、もとの自立した日常生活が送れるよう、短期集中型サービスの利用促進を図り、重度化防止に繋がります。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
緩和型サービス* ³ 利用者数(人)	訪問 6,858 通所 11,185	訪問 7,000 通所 12,000
通所型サービス B* ⁴ の実施会場数(か所)	29	45
訪問型サービス C* ⁵ 利用者数(人)	25	60
リハビリテーション派遣事業(個人宅)* ⁶ 利用件数(件)	18	30

具体的な取組み

1.【自立支援の推進】

- 利用者の状態像に合わせた、多様なサービスや地域資源の活用ができるよう、状況に応じて介護予防ケアマネジメントマニュアルの見直しや研修支援を行います。
- 利用者の自立支援で、成果を出している事業所が算定することができる、松江市独自の自立支援強化・評価加算を引き続き実施します。

2.【総合事業^{*7}の充実】

- 緩和型サービス事業所や新規指定を検討している事業者に対し、開設や運営について、きめ細やかな支援を行います。
- 高齢者の状態に応じて、短期集中型サービス等を活用することにより、生活機能の向上を図り、生活機能の維持・改善に繋がります。
- 住民主体の通いの場の立ち上げや活動支援を行うとともに、リハビリテーション専門職を派遣して自立支援や重度化防止の啓発を実施することで、地域での介護予防の取組み強化と、地域における支えあいの促進を図ります。
- 事業所の介護職員やケアマネジャーへのリハビリテーション専門職派遣を行い、自立支援や重度化防止に資する助言・指導を行います。

3.【多職種との連携強化】

- 心身の機能の低下がみられる方を、スムーズに適切なサービス・活動につなげるため、地域包括支援センターや医療・介護関係者、地域住民など多様な支援者の連携強化を図ります。
- ケアマネジャーがリハビリテーションの効果を認識し、利用者にとって効果的な生活期のリハビリテーションをケアプランに取り入れられるよう、ケアマネジャーとリハビリテーション専門職との連携強化を支援します。

*1 日常生活動作(ADL):起居動作(寝返り、起き上がり、立ち上がり、座るなど)、移乗、移動、食事、更衣、排泄、入浴、整容等日常生活に最低限必要な動作。

*2 手段的日常生活動作(IADL):排泄、食事、就寝等、ADLに関連した、買い物、料理、掃除等の幅広い動作。

*3 緩和型サービス:身体介護を含まない、掃除・洗濯・食事の準備・調理等の生活援助などの訪問型サービス及び通所介護施設に通い、生活機能向上を図ることを主とした通所型サービス。

*4 通所型サービス B:地域住民やボランティアが主体となり、対応や交流活動などを通じて高齢者の介護予防や社会参加を支援する通いの場。

*5 訪問型サービス C:保健・医療の専門職が短期間に集中して対象者の居宅等を訪問して生活機能の評価を行い、対象者の社会参加を高めるよう必要な相談、指導を行うサービス。

*6 リハビリテーション専門職派遣事業(個人宅):リハビリテーション専門職を派遣して、対象者の状態の評価を行い、基本的動作や社会的適応能力の回復を図るための評価、指導を行う事業。

*7 総合事業(介護予防・日常生活支援総合事業):高齢者が要介護状態にならないよう、市町村・地域で要支援者や高齢者に対して計画的に提供される介護予防や生活支援の事業。

高齢者が活躍できる場の推進

現状と課題

- 調査^{*1}では、高齢者の社会参加の状況は、月1回以上の活動に参加している割合が59.0%で、約6割が何らかの活動に参加しています。
- 高齢者の生きがい充実や社会参加の促進を図るために松江市シルバー人材センター^{*2}の活動を支援しています。シルバー人材センター会員数1,018人(2026(令和8)年3月31日現在)、受託事業契約件数9,962件(2025(令和7)年度実績)となっており、前年度より会員数は増加しましたが、受託事業契約件数は減少傾向です。
- 高齢者の生きがいづくり等、様々な交流や自己実現の場として高齢者クラブの活動を支援しています。高齢者クラブの会員数は、加入促進に向けて取り組む一方で、会員の高齢化や高齢者の就業機会の増加に加えて、新型コロナウイルス感染症による活動自粛等の影響により、近年徐々に活動を再開しているものの減少傾向が続いています。
- 高齢者の地域活動やボランティア活動を推進する「まめなかポイント事業」^{*3}の団体登録者が201団体(2025(令和7)年度実績)である一方、個人登録者は115人(2025(令和7)年度実績)に留まっており、個人登録者数の増加が課題です。
- 高齢者の外出支援や社会参加を促進するため高齢者バス割引乗車事業を推進しています。2022(令和4)年3月から高齢者優待ICOCA^{*4}を利用した割引制度を開始しましたが、利用実績は減少傾向です。広報を通じてICカードの利便性などを周知するとともに、割引制度の認知度を高め、利用促進を図ることが課題となっています。

基本施策項目の方向性

- シルバー人材センターの会員拡大、新規就業先等の開拓に取り組めます。
- 高齢者クラブの会員数を維持するとともに、若手・女性リーダーを育成します。
- まめなかポイント事業個人登録者数の増加を目指します。
- 高齢者バス割引乗車事業延べ利用者数の増加を目指します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
シルバー人材センター会員数(人)	1,018	1,155 ^{*5}
高齢者クラブ会員数(人)	9,031	9,000
まめなかポイント事業個人登録者数(人)	115	300
高齢者バス割引乗車事業延べ利用者数(人)	292,553	293,000

具体的な取組み

1.【シルバー人材センターの活動支援】

- 就業を通じた社会参加が生きがいとなる高齢者の受け皿としてのシルバー人材センターの運営安定化のために助成を行います。

2.【高齢者クラブの活動支援】

- 高齢者の健康と豊かな生きがいづくりの促進を目的とする高齢者クラブの様々な活動や会員加入促進、若手・女性リーダー育成に向けた取組みに対して助成を行います。

3.【まめなかポイント事業の推進】

- 高齢者自身の介護予防への意識の高まりや、高齢者が社会活動へ参加する機会が増えている情勢を踏まえ、引き続き事業の普及啓発に積極的に取り組みます。
- 多様な価値観に合わせ、ボランティア活動の場及びポイント活用法を拡充することにより、ボランティア活動への関心、意欲高揚を図り、個人登録者数の増加に繋がります。

4.【高齢者バス割引乗車事業の実施】

- 70歳以上の高齢者に対し、市内路線バスの運賃を割り引くことにより、高齢者の外出支援、社会参加の促進を図ります。また、高齢者優待 ICOCA の利用促進に努めます。

*1 出典：松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」。

*2 シルバー人材センター：高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会との相互交流・連携を目指す公益社団法人。「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」によりシルバー人材センター事業を行う法人として位置づけられている。

*3 まめなかポイント事業：次の活動を行った場合にポイントが得られ、そのポイントを「換金」または「寄附」することができる制度。
①この事業に登録した65歳以上の市民(個人登録者)が、指定を受けた受入対象施設にてボランティア活動を行ったとき。
②この事業に登録した団体(団体登録者)が、なごやか寄り合い活動を行ったとき。

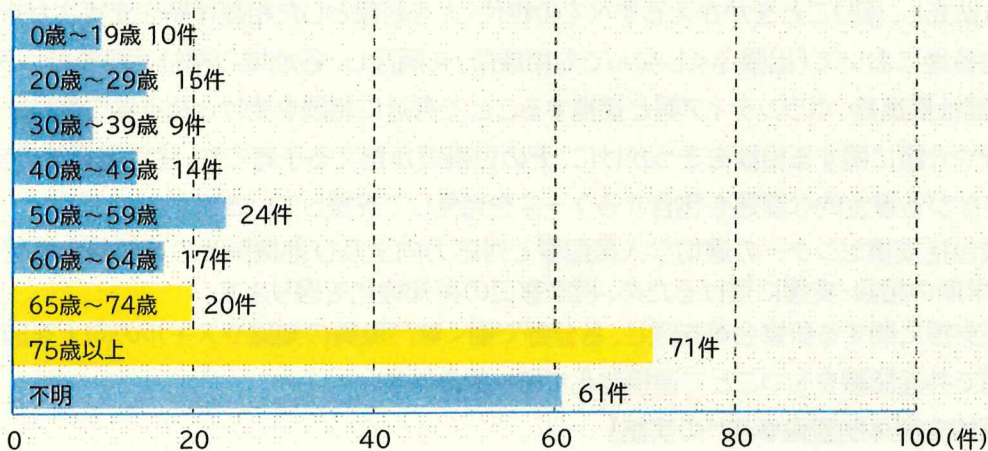
*4 高齢者優待 ICOCA:JR 西日本が発行する交通系 IC カードの「ICOCA」に、70歳以上の松江市民を対象として、市内路線バスの乗車運賃から120円を割り引く機能を付加したもの。

*5 従来、松江市シルバー人材センターの中期事業計画の目標値としているが、令和10年度からの同計画が未策定のため、策定するまでは同計画の最終年度である令和9年度の数値を本計画の令和11年度の目標値と設定する。

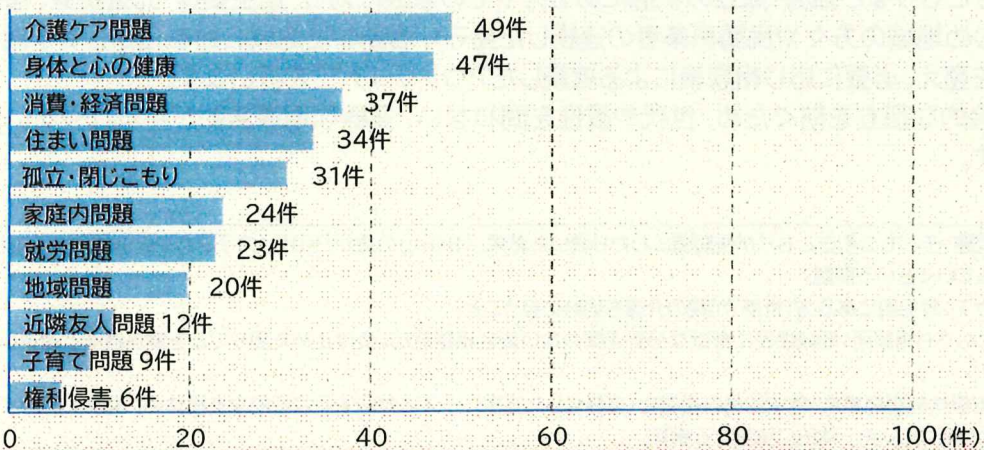
属性や世代を問わない相談支援

現状と課題

- 8050問題^{*1}やダブルケア^{*2}等地域住民の抱える生活課題は複雑化・複合化しています。
- 法律や制度の狭間で適切な支援を受けられず、孤立する住民が潜在しています。
- 高齢化や人口減少が進み、地域の担い手も減少する中、地域・家庭・職場といった、人々の生活領域における支えあいの基盤も弱まっています。

ふくしなんでも相談所^{*3}における年代別相談件数

ふくしなんでも相談所における相談内容



*出典:松江市社会福祉協議会調べ(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 全ての世代、全ての方を対象とした身近な相談窓口として開設している「ふくしなんでも相談所」窓口の設置を進め、住民により身近なエリアで地域のさまざまな相談をワンストップで受け止めます。
- 複合化、複雑化した課題について、地域包括支援センターを中心に関係機関が連携し、包括的に支援する体制を構築します。
- 福祉、医療、住宅、司法、教育等の多機関や多様な社会資源との連携により、地域住民が抱える課題

に対応するための体制を充実させます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
ふくしなんでも相談所（サテライト含む） 設置数(か所)	44	72

具体的な取組み

1.【相談体制の充実】

- 市内の社会福祉法人・薬局等と連携して地域住民の身近な場所に「ふくしなんでも相談所」の設置を拡充し、困りごとをかかえるすべての世代・人を対象とした相談体制を充実させます。
- 市内各地において「出張ふくしなんでも相談所」を開設し、各地域の福祉活動を行う民生児童委員、福祉推進員、ボランティア等と連携することで身近に相談を受けとめる場を作ります。
- 健康や介護に関する相談をきっかけに、その世帯等が抱える子育てや、生活困窮等の支援ニーズにつながる複合的な課題を包含するケースを発見して支援していきます。
- 地域包括支援センターの適切な人員配置と対応力向上及び他機関との連携強化に努めます。また、早期の相談・支援に繋げるため、相談窓口の周知強化を図ります。
- 相談支援に関する研修会等を通じ、各分野で働く専門職員の知識やスキルの向上を図り、支援機関間で共通認識をもつことで連携強化に取り組めます。

2.【重層的支援体制整備事業*4の実施】

- 単独の相談支援機関では対応が困難な事例については重層的支援会議において多機関と連携し、オーダーメイドの支援プランを作成する等、課題の解決を図ります。
- ひきこもりなど孤独・孤立の状態にある方やその家族に対し、民生委員・児童委員、福祉推進員をはじめ地域の方々や民間事業者の連携した見守り活動など地域の目を活かして早期に気づく体制を整え、必要に応じ相談員による継続したアウトリーチ*5を行います。
- 社会的な孤立を防ぐため、世代や属性を問わない、多様な地域活動が生まれやすい環境を整えます。

*1 8050問題：子どもの引きこもりが長期間にわたり続いた結果、「80代」の親が「50代」の子どもを経済的に支える状態となり、生活が困窮していくという問題。

*2 ダブルケア：育児期にある方（世帯）が親の介護も同時に担うこと。

*3 ふくしなんでも相談所：地域住民に身近な分野を問わない総合相談窓口。受け止めた困りごとを関係機関と連携して解決につなげる。

*4 重層的支援体制整備事業：地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築に向けて、「相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する事業。

*5 アウトリーチ：地域で孤立し、公的な援助に結びついていない方々を発見し、支援や情報提供を実施する専門職が出向く形の相談方法。

成年後見制度^{*1}の利用促進

現状と課題

- 認知症や知的障がい、精神障がい等によって判断能力が十分でない方の権利を守り、財産管理はもとより身上監護や意思決定を支援するために成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。
- 2021(令和3)年7月に、成年後見制度の中核機関として「松江市権利擁護推進センター」を設置しました。当センターでは、5つの機能を充実させ、地域連携ネットワーク^{*2}の機能を強化し、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。
- 認知症高齢者の増加等により、成年後見制度を必要とする方が今後さらに増えることが見込まれており、制度の担い手である後見人等の不足が課題となっています。
- 2026(令和8)年6月に民法等の一部を改正する法律が成立し、成年後見制度の見直しに係る事項は、2028(令和10)年度中までに施行される予定です。

<中核機関の機能>

I 広報

- ・市民公開講座・出前講座の開催
- ・パンフレットや広報紙の作成・配布

II 利用促進

- ・受任者調整会議の開催
- ・担い手育成(市民後見人等養成講座の開催)
- ・家庭裁判所との連携

III 相談

- ・相談窓口の設置

IV 後見人等支援

- ・後見人等支援チーム会議の開催

V 不正防止

- ・I～IVの体制整備による不正の未然防止・早期把握



松江市権利擁護推進センター
マスコットキャラクター
まもるくん

■成年後見制度の主な改正内容

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> ・本人に必要な事項について代理権等を付与する補助制度に一元化 ・制度利用がなくなかったときに終了することが可能 ・選任時の考慮要素である本人の意見について、条文の冒頭に規定することで重要性を明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人の判断能力の程度によって、利用できる制度(補助・保佐・後見)が決定 ・判断能力が回復しない限り制度利用をやめることができない ・選任時の考慮要素である本人の意見について、条文の最後に規定
➡ 本人の自己決定の尊重を図りつつ、成年後見制度が更に使いやすくなるように改正	

基本施策項目の方向性

- 権利擁護支援が必要な方が適切に相談支援に繋がるよう、制度の改正内容を含めた広報・啓発活動に取り組めます。
- 後見人等の担い手として、市民後見人等の育成を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和 7 年度 実績値	令和 11 年度 目標値
市民後見人等候補者バンク ^{*3} 登録者数(人)	35	42

具体的な取り組み

1.【権利擁護推進センター機能の充実】

- 講演会の開催や講師の派遣、機関紙の発行等を通じて、改正後の制度内容を含めた広報・啓発活動を行い、更なる周知を図ります。
- 市民後見人等の担い手確保に繋げるため、市民後見人等養成講座を開催し、市民後見人等候補者バンク登録者数の増加を目指します。
- 地域連携ネットワークの協議会としての役割を担う「松江市セーフティーネット会議権利擁護部会」を開催し、権利擁護支援が必要な方を包括的に支援する体制の充実を図ります。

2.【市長申立制度の活用】

- 親族の協力を得られない場合は、市長が審判の請求を行う市長申立制度を活用します。

3.【後見人等の報酬助成制度の活用】

- 経済的な理由により制度の利用が困難な場合は、後見人等の活動に対する報酬の助成を行うことで制度の利用を促進します。

*1 成年後見制度：認知症、知的障がい、精神障がい等により物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者(成年後見人等)を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。家庭裁判所に審判の申立てを行い、家庭裁判所によって援助者として成年後見人等(成年後見人・保佐人・補助人)が選ばれる。

*2 地域連携ネットワーク：地域の社会資源をネットワーク化し、地域において相談窓口を整備するとともに、支援の必要な方を発見し、適切に支援に繋げる地域連携の仕組み。

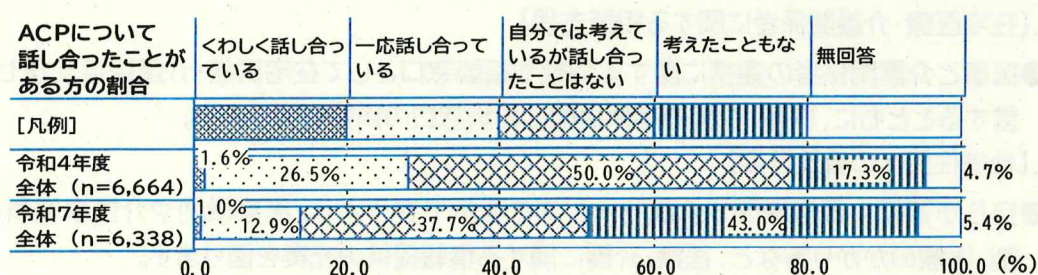
*3 市民後見人等候補者バンク：松江市社会福祉協議会(松江市権利擁護推進センター)が実施する講座を受講・修了し、所定の実務経験を6か月以上積んだ後、市民後見人等として活動する意思のある方が登録する制度。



在宅医療・介護連携の推進・充実

現状と課題

- 今後、2040年にかけて後期高齢者の増加により、医療と介護の両方の支援が必要な高齢者の増加が見込まれることから、在宅医療と介護を一体的に提供することが重要です。
- 県が令和6年4月に策定した島根県保健医療計画においても、地域医療構想に基づき医療機能の分化と連携や病院と診療所の役割分担に加えて、医療と介護の連携強化が求められています。
- 松江圏域において、年々救急搬送件数が増加し、特に高齢者の割合が高率であり、救急医療体制の逼迫が喫緊の課題であることから、急性期から慢性期、そして在宅療養へと切れ目なく対応できるよう、医療と介護の関係機関が連携を強化し、一体的に取り組む体制の構築が不可欠です。
- 地域住民が適切にサービスや住まいを選択できるよう、在宅における往診や訪問看護等の医療情報、介護施設等の医療的ケアへの対応状況など、医療・介護資源の把握と情報共有が重要です。
- 人生の最終段階の医療・ケアについて「ご家族等や医療・介護関係者等と話し合った」人は13.9%、「自分では考えているが話し合ったことはない」人は37.7%と、いずれも前回調査より減少しました。また、ACP*1の認知度は、「言葉だけ知っている」人も含めて25.6%と低い結果となっています。



*出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」

基本施策項目の方向性

- 医療と介護の両方を必要とする高齢者が、自分の望む場所で、自分らしい暮らしを人生の最期まで安心して続けることができるよう、①入退院時、②日常療養、③急変時、④看取り、の各場面において支援が提供されるよう、切れ目のない在宅医療と介護の連携を推進します。
- 在宅医療と介護の連携推進に向けて、各関係機関・団体等と連携して取組みを進めます。また、在宅医療・介護に関する情報を収集・提供するとともに、連携推進に向けた支援や研修を行います。
- 今後見込まれる在宅医療や介護サービスの需要拡大に向けて、医療・介護の関係者間の情報共有が、効果的かつ効率的に行われるよう、ICTの活用を推進します。
- 自らが希望する医療やケアを受けるため「人生会議(ACP)」の普及啓発の取組みを推進します。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
「人生会議(ACP)」を知っている人の割合(%)	25.6	40.0
在宅医療・介護連携に関する関係者向け研修会の開催回数(回/年)	2	3

具体的な取組み

1.【地域の医療・介護の資源の把握、課題の抽出】

- 地域の医療機関、介護事業所の機能等を把握するほか、収集した情報を整理し、関係者間への共有・活用に努めます。
- 松江市・島根県共同設置松江保健所や医師会、**歯科医師会**等の関係機関と連携し、**地域における医科・歯科医療、そして介護**にかかる提供体制や課題の共有を図り、対応策の検討や改善に向けた取組みを進めます。

2.【切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進】

- 地域住民が、必要な在宅医療や介護サービスが安心して受けられる体制を維持できるよう、医療連携推進コーディネーター^{*2}とともに、在宅医療・介護連携にかかる課題解決に努めます。

3.【在宅医療・介護関係者に関する相談支援】

- 医療と介護関係者の連携に関する調整や相談窓口として在宅医療・介護連携支援センターを運営するとともに、医療・介護の関係機関に相談窓口の周知を図ります。

4.【地域住民への普及啓発】

- 自らが適切に医療機関や介護サービスを選択できるよう、医療機関や介護事業所の機能や役割、医療のかかり方など、医療・介護に関する情報提供の充実を図ります。
- 「人生会議(ACP)」の普及啓発
自らが希望する医療やケアを受けるため、ACP普及・啓発推進協議会を中心に、関係機関との連携強化を図ります。また「終活支援ノート」を活用した出前講座や、ホームページや SNS 等を活用した普及啓発を行います。

5.【医療・介護関係者の情報共有、負担軽減の支援】

- 在宅医療・介護関係者間の円滑な情報共有や申請業務等の効率化を図り、業務の負担軽減に繋げるため、まめネットやしまね電子サービス等の ICT 活用を推進します。
- 松江市では令和9年8月から介護情報基盤^{*3}の導入が予定されており、今後、介護情報基盤の活用により、円滑な関係機関の情報共有・連携の推進に取り組みます。

6.【医療・介護関係者の研修】

- 地域住民や医療・介護等の関係者の連携強化や課題解決に繋げるため、多職種協働、在宅医療・介護連携に関する研修等の充実を図ります。

*1 ACP(アドバンス・ケア・プランニング): 人生の最終段階における医療・ケアについて、前もって考え、家族や医療・ケアチーム等と繰り返し話し合い(この話し合いを「人生会議」と呼称)、共有する取組み。

*2 医療連携推進コーディネーター: 島根県が松江市医師会に委託している在宅医療の供給に関する検討や、病院・行政等との各種調整を行う人材。松江市在宅医療・介護連携支援センターに配置され、市委託のセンター職員と連携し協働している。

*3 介護情報基盤: 利用者・自治体・介護事業所・医療機関が介護関連情報を電子的に安全に共有・参照できる全国規模のネットワーク基盤。令和8年4月から段階的に運用が開始され、令和10年4月1日までに全市町村で活用を開始される見込み。これまで紙を



給付適正化の推進

現状と課題

- 利用者が真に必要とする質の高い適正なサービスを提供するため、2040年を見据えた持続可能な介護保険制度の構築に向け、給付適正化の取組みをさらに推進していくことが必要です。
- 給付適正化を図ることで介護保険制度への信頼感を高めるとともに、介護給付費や介護保険料の増大を抑制し、持続可能な介護保険制度に繋がることを、保険者・事業所がともに理解し、両輪で取り組んでいくことが求められます。
- 松江市においては、厚生労働省が指針で示す主要3事業(要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検*1、医療情報との突合・縦覧点検*2)の取組みを通じ、保険者としてのケアマネジメント機能強化を図っています。



*出典:厚生労働省「介護保険事業状況報告」月報

基本施策項目の方向性

- 介護給付の適正化に着実につなげるため、事業の評価を行いながら、内容の改善に取り組むなど、PDCA サイクルを意識した効果的な事業展開を図ります。
- 島根県国民健康保険団体連合会(国保連)から提供される帳票を活用し、利用者の自立支援に資するケアマネジメントや適正なサービスが提供されるようケアプラン等の点検や医療情報との突合・縦覧点検などに取り組めます。
- 給付適正化の取組み状況を公表し、利用者をはじめ家族や介護者等への理解促進に努めます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
給付適正化(ケアマネジャー)研修会の参加 人数(人/1回)	153	160
住宅改修・福祉用具購入利用者宅の現地調 査(件/年)	10	12
軽度者に対する福祉用具貸与 ^{*3} の再点検(回 /年)	1	1

具体的な取組み

1.【ケアプラン点検の実施】

- 効果的な点検を実施するため、国保連から提供される帳票を活用し、介護支援専門員協会や地域包括支援センターと連携してケアプラン点検を行い、ケアマネジメントの質の向上を図ります。

2.【給付適正化(ケアマネジャー)研修会の開催】

- ケアマネジャーの資質向上を図るため、ケアマネジャーに向けた給付適正化研修会を開催します。

3.【住宅改修・福祉用具購入者宅の現地調査】

- 利用者の心身状況に応じた適切な住宅改修や福祉用具の利用・購入となっているか、申請内容やケアプランとの整合性を審査します。また利用者と事業所へのヒアリングや現地調査を実施します。

4.【軽度者に対する福祉用具貸与の再点検】

- 国保連から提供される「軽度の要介護者にかかる福祉用具貸与品目一覧表」と確認申請書を照らし合わせ、適正な用具の利用となるよう点検を実施します。

5.【医療情報との突合・縦覧点検等給付実績の活用による点検】

- 医療情報との突合・縦覧点検について、国保連へ委託することで実施件数の拡大を図ります。また国保連の適正化システムで作成される各種給付実績の帳票を活用し、過誤調整や事業所等への指導を行います。

6.【給付適正化の取組み状況の公表】

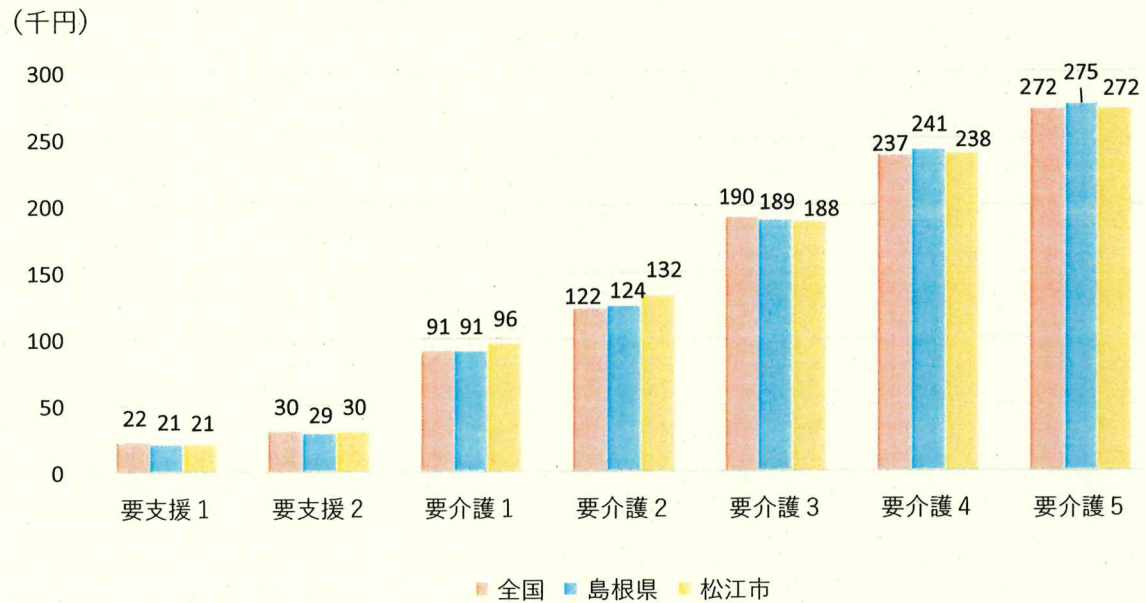
- 給付適正化で取り組んだ事業の内容や結果について市のホームページで公表し、取組み状況の「見える化」を図ります。

^{*1} ケアプラン等の点検：厚生労働省が示す令和6年度からの「介護給付適正化計画」に関する指針において、従来の主要5事業から3事業に再編された事業の一つ。「ケアプランの点検」と「住宅改修の点検、福祉用具購入・貸与調査」が統合された。

^{*2} 医療情報との突合・縦覧点検：過去に介護給付費を支払った請求について、複数月の請求内容や各事業所の請求・算定内容等を確認して整合性の点検を行うもの。島根県国民健康保険団体連合会の審査結果に基づき、事業所及び保険者が必要に応じて請求誤り等の過誤・再請求を行うことで、給付適正化を図ることを目的としている。

^{*3} 軽度者（要支援・要介護1の方）に対する福祉用具貸与：状態像から見て使用が想定しにくいとして、原則貸与対象外となる種目（対象外種目）が定められている。ただし軽度者であっても、その状態像に応じて利用が想定される場合は、対象外種目について例外的に給付することができる。

2024（令和6）年度受給者1人あたり給付月額



※受給者一人あたり給付費月額

厚生労働省「介護保険事業状況報告」2024（R6）年報を基に総給付費を各サービス（居宅・地域密着・施設）別受給者数の合計（延べ人数）で除したもの。



有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅のサービスの質の向上及び運営上の透明性の確保

現状と課題

- 松江市内には、島根県内のサービス付き高齢者向け住宅(サ高住)の供給戸数の約6割(2026(令和8)年4月時点)が建設されています。サ高住の入居率は78.5%(2025(令和7)年10月1日時点)であり、介護サービスが必要となった高齢者や、ひとり暮らしが困難となった高齢者等にとって、住まいの選択肢の一つとなっていると考えられています。サ高住を含む有料老人ホームの多くが、訪問系あるいは通所系の介護保険サービス事業所を併設しています。
- 有料老人ホームやサ高住に入居を検討する高齢者に対し、事業者は適正に説明を行っているか、また入居後においても必要なサービスを適切に提供しているか、あるいは職員への研修・訓練等を適切に行っているか、今後も監査指導等の機会において状況把握していく必要があります。
- 有料老人ホームやサ高住に併設する介護サービス事業所についても、その利用者(有料老人ホームやサ高住の入居者を含む)に対し、適切にサービスが提供されているか確認、指導を行うことが必要です。

■有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の整備数

		H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
有料老人ホーム	施設数	29	31	33	35	34	34	35	36	35	35
	定員数	848	889	1,040	1,147	1,081	1,091	1,141	1,221	1,211	1,221
サ高住	施設数	25	28	28	29	30	33	33	33	33	33
	戸数	807	960	960	1,206	1,256	1,443	1,443	1,443	1,425	1,425

*有料老人ホーム: H28-H29 島根県調べ H30-R3 松江市福祉総務課調べ R4- 松江市健康福祉総務課調べ

*サ高住: 松江市住宅政策課調べ

基本施策項目の方向性

- 利用者(入居者)が安心して生活できるように、**監査指導**を通じて適切なサービス等が提供されているか確認します。
- 施設運営の透明性の確保に資する取組みについて周知し、助言・指導します。
- 施設が不適切な利用者の囲い込み等を行っていないか確認し、助言・指導します。
- 併設する介護保険サービス事業所においては、その利用者(有料老人ホームやサ高住の入居者を含む)に真に必要なサービスが提供されているのか、ケアプラン点検と連携し継続的なチェックを行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和8年度 目標値
有料老人ホーム(サ高住含む)の監査指導件数 (2022(令和4)年度からの累計)(件)	56	71

具体的な取組み

1.【有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に対する適切な運営となるための指導】

- 定期的に松江市の指針に基づいたケアプラン点検を重点的に実施し、必要に応じて監査指導を行います。
- 市の関連部署とも連携し、施設運営事業者からの質問・相談に対応しながら適正な運営となるように促していきます。
- 利用者・従業者等からの苦情・通報に対し、任意調査や監査指導等を実施したうえで施設運営事業者に改善を求め、より適切な運営となるように指導します。
- 有料老人ホームやサ高住のうち、中重度の要介護者や医療ケアを要する要介護者等が入居する施設の事前登録制や、新たに運営基準・人員基準が設けられるなど、新たなルールについて事業者周知・啓発します。
- 施設の囲い込み対策への新たな規定について事業者周知するとともに、適切に運営を行うよう施設に対し助言・指導を行います。
- 高齢者施設の入居者数や要介護度等について定期的に調査し、施設の現状について把握します。

*1 利用者の囲い込み：高齢者施設が利用者に対し入居の条件として、利用できる介護サービスを自社提供分に制限するなど、自由に介護サービスを選択することをできなくすること。



要介護認定適正化の推進

現状と課題

- 今後、要介護認定の申請者数の増加に備え、要介護認定を速やかかつ、適正に実施するために要介護認定までの日数短縮の取組を一層推進していく必要があります。
- 2025(令和7)年度の上半期では、要介護認定の申請(新規、更新、区分変更)から要介護認定までの平均日数が、松江市は45.5日で全国平均38.4日と比較し7.1日長くなっています。
- 要介護認定の根幹となる認定調査について、各種研修会の実施等により資質向上を図っています。全国一律の基準に基づき、公正かつ的確な調査実施が必要です。

■申請から認定までの期間

	松江市	島根県	全国
平均値(日数)	45.5	41.1	38.4

*出典:厚生労働省 要介護認定適正化事業【業務分析データ】

基本施策項目の方向性

- 要介護認定の申請から要介護認定までの日数が長期化する要因を分析し、日数を短縮します。
- 公正かつ的確な認定を行うため認定調査員の資質向上に取り組みます。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
申請から要介護認定までの平均期間(日)	45.5	38.0
認定調査員との定期連絡会の実施(回)	6	6

具体的な取組み

1.【要介護申請から要介護認定までの日数の短縮の取組み】

- 現状で介護サービスを利用していない被保険者に対し、認定更新のお知らせ時に申請の必要性を検討してもらうよう文書を送付します。
- 国が進めている介護情報基盤を令和9年8月に導入予定であり、今後介護情報基盤の運用によって要介護認定業務のDX化を推進します。
- 要介護認定業務の事務改善を図り、日数短縮に取り組めます。

2.【要介護認定平準化のための認定審査委員会委員・主治医・認定調査員の研修実施】

- 全国一律の基準に基づき、公正かつ的確に要介護認定を実施する必要があるため、各種研修会を実施します。

3.【認定調査員との連携】

- 認定調査項目の基準の統一化、判断に迷う事例等について、松江市と認定調査員との連絡会の場を定期的に設け、認定調査員の資質向上を図ります。

4.【関係機関との要介護認定の仕組みを共有】

- 現状で介護サービスを利用していない被保険者の要介護認定申請の必要性を検討してもらうため、医療機関のほか居宅介護支援事業所等の関係機関と意見交換を実施します。
- 長期入院者の更新申請のあり方を検討し、医療機関との連携を図りながら適切なタイミングでの申請に繋がります。

5.【認定審査会のICT活用】

- 認定審査会の業務効率化の観点から、オンラインを活用した審査会を継続します。
(参考:2026(令和8)年6月現在:オンライン参加74.3%)

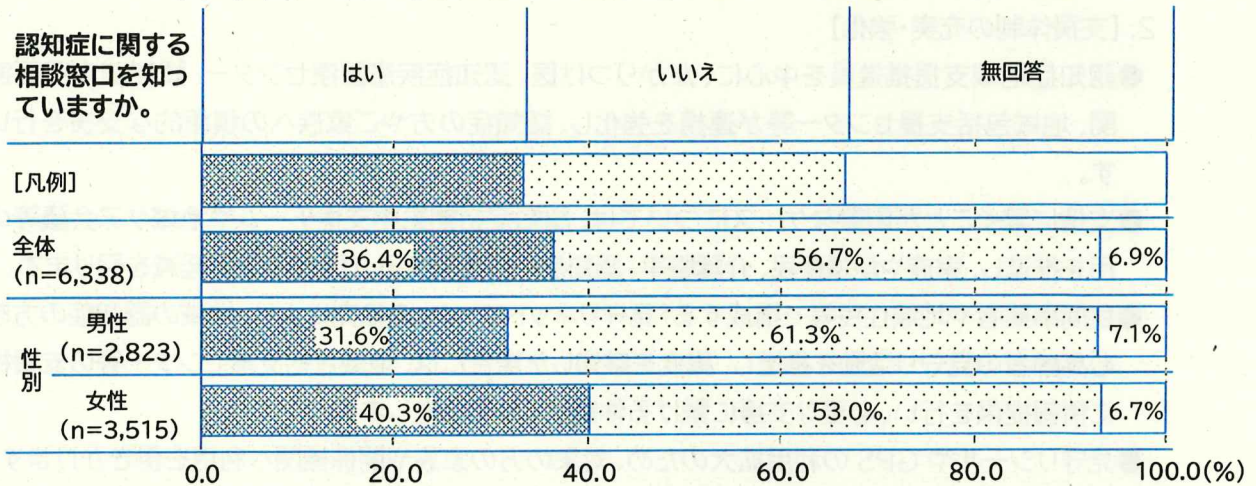
6.【未受給者への介護予防事業の取組み周知】

- 要介護認定更新時において、未受給者へ介護予防事業の周知に取り組めます。

本人・介護者への支援とバリアフリーの推進

現状と課題

- 在宅で介護を主に行っている家族介護者が最も多く感じる不安要因は「認知症への不安」で、30.0%を占めています。^{*1}一方で、認知症に関する相談窓口を知っている方は全体の36.4%に留まっています。^{*2}認知症の方や家族が適切な支援に繋がるよう、相談窓口の周知が必要です。



*2 出典:松江市「高齢者の生活に関するアンケート(2025(令和7)年度調査)」

- 今後、後期高齢者の増加に伴い、認知症の方の増加も見込まれることから、認知症になっても生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、認知症の方の社会参加の機会を確保することが重要です。
- 独居高齢者世帯の増加に伴い、地域における見守り体制の整備が一層重要となっています。

基本施策項目の方向性

- 早期相談・早期対応に繋げるため、認知症に関する各種相談窓口の周知を強化します。
- 認知症の方や家族が地域で孤立することがないように、交流できる通いの場の拡充に努めます。
- 認知症の方が生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、社会参加の支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
認知症に関する相談窓口を知っている割合(%)	36.4	50.0
認知症カフェ設置数(か所)	12	15
見守りネットワーク ^{*3} の協力事業者数(事業者)	424	500
見守りシール ^{*4} 利用登録者数(人)	197	300

具体的な取組み

1.【早期相談・対応への取組み推進】

- 早期相談・対応に繋げるため、市報やホームページ、SNS 等を活用し、地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の具体的な相談窓口を広く周知します。
- 関係機関と連携し、認知症と診断された方が、早期に地域包括支援センターを通じて、適切な支援につながる仕組みづくりを進めます。
- 「認知症の人と家族の会」や地域包括支援センター等の関係機関の紹介、認知症カフェ立上げ等、認知症の方や家族が必要な支援につながるよう、相談体制の整備と交流の場の拡充を進めます。

2.【支援体制の充実・強化】

- 認知症地域支援推進員を中心に、かかりつけ医、認知症疾患医療センター、認知症専門医療機関、地域包括支援センター等が連携を強化し、認知症の方やご家族への積極的な支援を行います。
- 支援に繋ぐことが困難なケースについては、認知症初期集中支援チームや地域ケア会議等の活用を推進し、家族や地域住民、介護職等、認知症の方を支える介護者の負担軽減を図ります。
- 民間事業者や地域住民等で構成する「見守りネットワーク」の拡充により、地域の認知症の方を含む高齢者の見守り活動を推進し、異変を察知した場合には、地域包括支援センター等の支援機関に情報提供を行い、必要な支援に繋げる体制づくりを推進します。
- 見守りシールや GPS の利用拡大のため、対象の方の家族や関係機関へ利用を働きかけます。また、見守りシールの効果を発揮するため、市民にシールの意味や機能について周知を図ります。
- 地域での活動を希望する認知症サポーターの活用（見守り活動や、認知症カフェでの話し相手等）を促進するため、チームオレンジ^{*5}の拡充に努めます。

3.【認知症の方の社会参加支援】

- 認知症地域支援推進員が、若年性認知症支援コーディネーターや就労支援機関等と連携し、認知症の方が生きがいや希望を持って地域で暮らし続けられるよう、認知症カフェや子ども食堂等の交流の場への参加や就労支援を行う等、多様な社会参加の機会の確保に努めます。
- 市が主催する「本人さんカフェ」などの認知症カフェでの交流や、認知症の方への日常的な支援、さらに「認知症の人と家族の会」との協働を通じて、認知症の方本人や家族の意見を把握し、その思いを認知症施策に反映できるよう努めます。
- 認知症の方が、自らの認知症に係る経験の共有や発信の支援を行い、ピアサポート活動や、本人ミーティング等の活動を推進します。

*1 出典：松江市「在宅介護実態調査（2025（令和7）年度調査）」。

*2 出典：松江市「高齢者の生活に関するアンケート（2025（令和7）年度調査）」。

*3 見守りネットワーク：高齢者の生活に密接にかかわる事業者や団体と松江市が高齢者の見守りに関して協定を結び、日常業務の範囲の中で、地域の高齢者の方に対して「さりげない見守り」を行う仕組み。

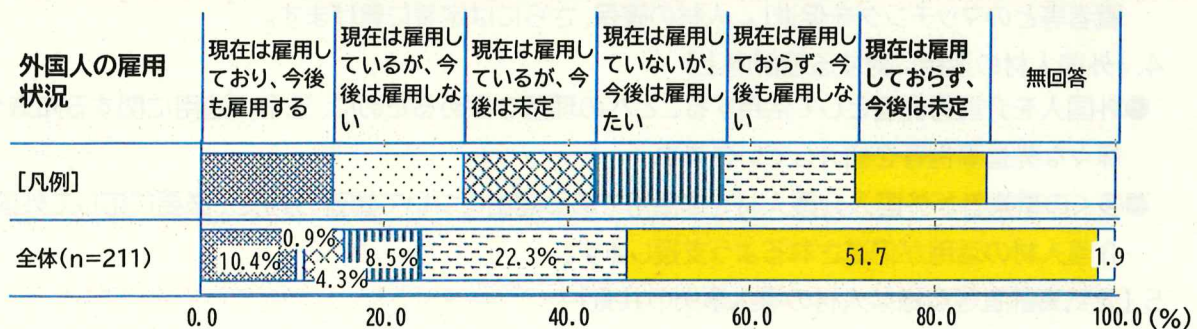
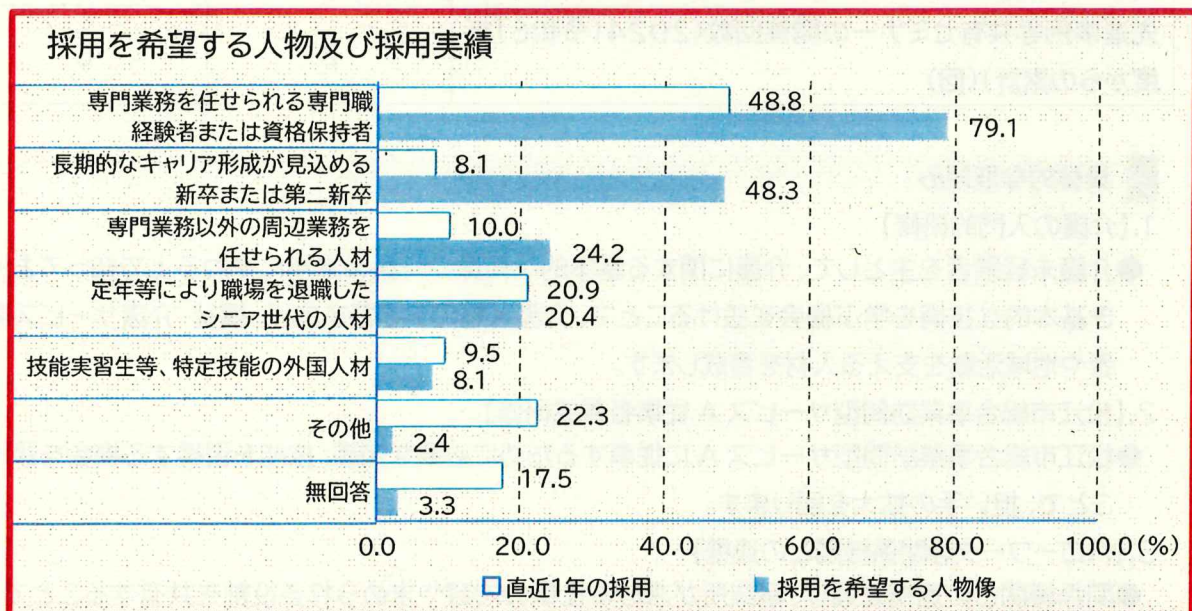
*4 見守りシール：認知症等で道に迷われたりする高齢者の方の早期発見や身元の特定を目的に導入。発見者が松江警察署又は地域包括支援センターに連絡し、シールに記載された番号を伝えることで個人の特定ができ、迅速にご家族へ発見の連絡をすることが可能。

*5 チームオレンジ：認知症キャラバンメイト及びサポーター等を中心としたチームが、認知症の方やその家族を地域で支える仕組み。

多様な人材の参入促進

現状と課題

- 採用を希望する人物像では、「専門職経験者または資格保持者」「新卒または第二新卒」のほかに、「専門業務以外の周辺業務を任せられる人材」や「シニア世代」が多く挙げられている一方で、「技能実習生等の外国人材」は、8.1%にとどまっています。
- 直近1年間の採用実績では、多様な人材とされる「シニア世代」「技能実習生等の外国人材」は合計で30.4%と高くはありません。
- 介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)によると、現在外国人を雇用しているのは全事業所の15.6%である一方、「現在は雇用しておらず、今後も雇用しない」という事業所は22.3%、また5割を超える事業者が「現在は雇用しておらず、今後は未定」と回答しています。



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 元気高齢者や介護未経験者等に専門職以外の業務を任せられるような効果的な研修を行い、介護職場への就労を支援するとともに、事業者においても人材確保が幅広く推進されるよう、多様な人材の活用の方策について先進事例等の共有等を通じた支援を行います。
- 外国人介護人材については、「現在は雇用しておらず、今後は未定」である事業所が、将来的な受け入れ先となり得ることを想定しながら、理解醸成や制度周知も含めた先進事例の共有等、事業所がその置かれた状況に応じて適切な人材確保戦略を立案するための支援を行います。

★施策目標

指標名(単位)	令和7年度 実績値	令和11年度 目標値
松江市総合事業訪問型サービス A ¹ 受講者数(人)	11	20
先進事例等共有セミナーの開催回数(2024(令和6)年度からの累計)(回)	2	6

具体的な取組み

1.【介護の入門的研修】

- 介護未経験者を主として、介護に関する基本的な知識や介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶ機会を設けることで、介護人材のすそ野を広げ、福祉・介護サービス事業者や地域活動を支える人材を育成します。

2.【松江市総合事業訪問型サービス A 従事者養成研修】

- 松江市総合事業訪問型サービス A に従事するために必要な知識、技能を習得する機会を設けることで、担い手の拡大を図ります。

3.【ハローワーク等関係機関との連携】

- 関係機関との連携を通じ、事業所が求める仕事の内容や求められる役割を共有することで、求職者等とのマッチングを促進し、人材の確保、さらには定着に繋がります。

4.【外国人材の活用に対する理解向上】

- 外国人を介護労働者として活用することへの理解を深めるために、法令の適用に関する知識、様々な先進事例等を紹介していきます。
- 多くの事業者が外国人介護人材を未活用である理由について調査・分析し、必要に応じて外国人介護人材の活用が促進されるよう支援します。

5.【元気高齢者等多様な人材の導入事例の共有】

- 介護事業所・施設において地域に暮らす元気な高齢者を介護助手^{*2}として雇用・導入した事例等を紹介し、勤務する有資格職員等の負担軽減に繋がります。

*1 松江市総合事業訪問型サービス A: 身体介護を含まない掃除・洗濯・食事の準備・調理等の在宅サービス

*2 介護助手: 食事の配膳・片付け、施設内の清掃など、無資格でも従事することができる業務を担当する職員。介護福祉士等の有資格者が介護業務に専念できる体制をとることができ、負担軽減につながる。

働きやすい職場環境づくりの推進

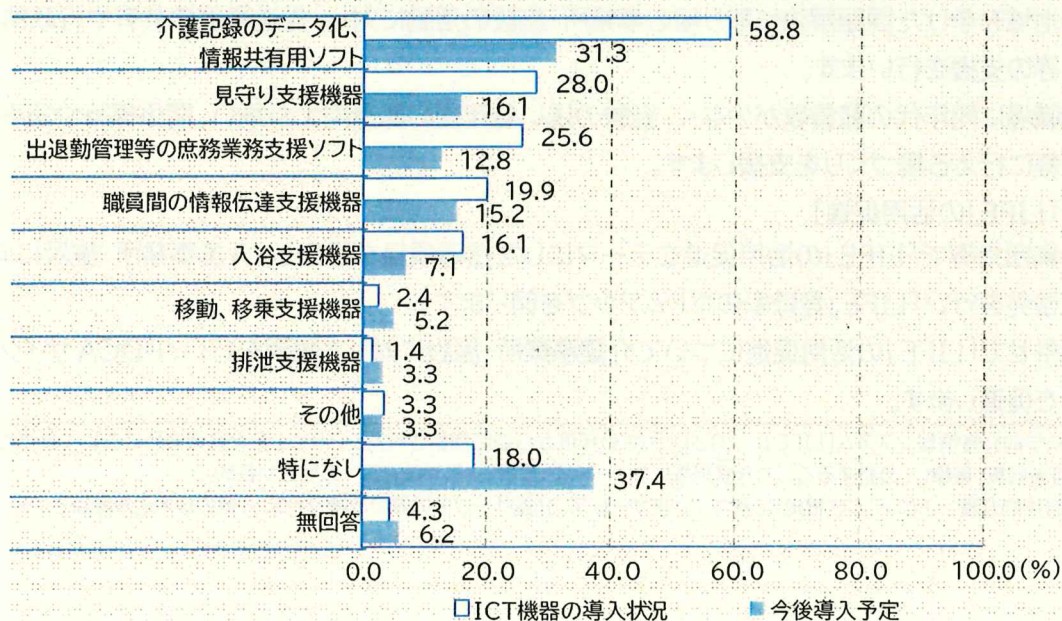
現状と課題

- 介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)によると、職員が離職する主な理由として、「業務による精神的・肉体的負担が大きい」「給与水準が低い」「職場の人間関係」が上位に挙げられています。
- ICT機器等の導入については、「介護記録のデータ化・情報共有を目的としたソフトウェア」を導入した事業所が最も多く、続いて「利用者の見守りを目的とした支援機器」、「出退勤管理等の庶務業務を支援するソフトウェア」が多くなっています。一方で今後の導入については「検討していない」と回答した事業所が最も多く、ICT機器等の導入については十分進行しているとは言えない状況です。
- また国が推進する科学的介護情報システム「LIFE」*1の介護事業所・施設における登録率は36.1%にとどまっています。

職員が離職する主な理由(n=211)



ICT機器の導入及び検討状況(n=211)



*出典:介護人材の確保等に関する実態調査(2025(令和7)年度)

基本施策項目の方向性

- 働きやすい職場環境づくりには、ICT 等介護テクノロジーの導入を行い、業務効率化・生産性向上により職員の身体的負担や事務負担の軽減を図っていくことが重要であり、そのためにも導入に対する補助制度の活用促進や先進事例の共有等を通じて、取組みを拡大します。
- また、介護サービス利用者やその家族等から受けるセクシャルハラスメントやカスタマーハラスメントに対する対策も含め、職員が安心して働くことのできる職場づくりも事業者共通の課題であり、地域を挙げた課題解決の機運を高めるよう取り組みます。
- 介護事業所・施設に「LIFE」の登録・活用を促進し、データを活用することでサービス計画作成を担う職員の負担軽減を図ります。

★施策目標

指標名(単位)	令和 7 年度 実績値	令和 11 年度 目標値
ICT 導入の先進事例を共有する場の開催回数(2025(令和 7)年度からの累計)(回)	1	5
介護事業所・施設における「LIFE」登録率(%)	36.1	50.0

具体的な取組み

1.【先進事例の共有と導入促進】

- 介護現場の生産性向上の取組みを推進するため、事業所を対象に、ICT 導入の先進事例を共有するセミナーの開催や補助制度に関する情報提供を行います。
- 職員が安心して働くことのできる職場づくりを推進するため、法制度に関する情報提供や、人事・労務に関するセミナー等への参加を促進します。

2.【介護事業所・施設や介護職員同士による情報共有の促進】

- 地域を挙げた課題解決に取り組む事業所・施設の活動に対し、先進事例の共有や行政情報の提供等の支援を行います。
- 職場に同年代の職員数が少なく、経験の浅い若年層の職員同士が集い、関係構築や悩み相談を気軽にできる場づくりを支援します。

3.【「LIFE」の活用促進】

- 集団指導で「LIFE」の活用促進をテーマにした指導項目を設定し、介護事業所・施設に向け周知・啓発を行い「LIFE」登録率のボトムアップを図ります。
- 併せて「LIFE」の活用促進について介護事業所・施設に対して説明を行い、PDCA サイクルの活用を促進します。

*1 科学的介護情報システム「LIFE」：2021(令和3)年度から運用開始されたシステム。各介護事業所において妥当性のある指標等を収集、蓄積し、分析することで介護現場にフィードバックする。科学的介護*2の実践が目的。

*2 科学的介護：エビデンス(根拠)に基づく介護サービス。介護サービスの質の改善・評価、介護の標準化が期待される。